

業務の段階

基本的なデータの整備

耐震診断実施の決定まで

耐震改修実施の決定まで

耐震改修認定申請

耐震改修の終了まで

特定所管庁（特定行政庁）

◎特定既存耐震不適格建築物の状況把握

◎特定既存耐震不適格建築物の選定

◎耐震診断・改修の概要、補助制度等の説明  
 ◎耐震診断実施に関する指導、助言（特定既存耐震不適格建築物については法第15条第1項に基づく）  
 ◎建築物により法第15条第2項による指示（床面積合計2,000㎡以上等）

◎耐震改修実施に関わる指導、助言（特定既存耐震不適格建築物については法第15条第1項に基づく）  
 ◎建築物により法第15条第2項による指示（床面積合計2,000㎡以上等）

◎耐震改修計画認定の審査（法第17条）

◎耐震改修の状況報告の徴収（法第19条）  
 ◎必要に応じ現場検査  
 ◎改善命令（法第20条）  
 ◎必要に応じ認定の取り消し（法第21条）

住宅・特定建築物の所有者

◎耐震診断実施の検討  
 ◎耐震診断実施の決定

耐震診断の実施

◎耐震改修実施の検討  
 ◎耐震改修実施の決定

◎耐震改修の認定申請（法第17条）

◎耐震改修の実施

※法：耐震改修促進法

特定既存耐震不適格建築物耐震診断・改修進行管理フロー図